

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	グローバルリターン・雇用維持特別減税措置の創設 (国税 29)(法人税:義) (地方税 29)(法人住民税:義)
2	要望の内容	雇用の維持・創出を図るため、国内事業の発展を前提としつつ、海外事業展開を行っている中小企業が、海外子会社の利益を国内に環流して、国内事業所の設備投資を行う場合に、取得価格の 32%の割増償却を認める税制上の優遇措置を創設する。(当該企業が雇用を維持・増加させている場合に限定)
3	担当部局	職業安定局雇用政策課
4	評価実施時期	平成 24 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 現在の日本の産業は、産業構造も大きく転換する中で、成長著しいアジア諸国との価格競争、円高基調の継続による輸出産業の苦境など、非常に厳しい状況におかれている。加えて、日本の将来人口が減少していく中、内需の縮小は確実な状況であるから、新たな市場の取り込みを図ることができない限りは、将来的な国内産業の低迷は避けられないところとなっている。産業の低迷は、当然にして、その派生需要である「日本国内の雇用機会」が喪失されることに繋がるものと言える。</p> <p>こうした状況を踏まえると、今後、日本の国内雇用を維持・創出するためには、成長する新たな市場の取り込みが欠かせない条件となってくると考えられる。実際に、日本の企業は、海外展開している場合の方が、国内展開のみの場合よりも、国内の雇用を維持・創出しているという分析も数多くされている状況にある。</p> <p>ただし、この結論は単に海外展開が国内雇用の維持・増加に繋がるということではなく、「国内のマザー工場的な機能等は国内に残し、日本の技術力の厚味を活かしつつ、海外事業と国内事業の差別化を図るなど、国際競争力の維持に努める場合」に、こうした効果は明らかになるものである。</p> <p>このため、政府としては、国内中小企業が海外展開を推進しつつ、国内雇用の維持・増加が図られる状況を支援するため、海外展開している中小企業が、その利益を国内に環流し、当該費用を活用して、設備投資の促進や教育訓練の推進を図ることにより、国内事業の高付加価値化等を図りつつ、国内雇用が維持・増加されるよう支援を図る必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 平成 24 年雇用政策研究会報告書に、「海外事業展開を進めている企業が、海外での利益を国内に還元し、同時に国内雇用を維持・増加させるためには、国内設備の改良・改善や教育訓練への投資を随時図り、国内事業の生産性向上・高付加価値化を図られる必要もある」との指摘あり。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅳ「意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること」 施策大目標2「雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること」 施策目標2-1「地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること」
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 海外から環流した利益を、設備投資の促進や教育訓練の推進に確実につなげることで、国内事業の高付加価値化等を図りつつ、国内雇用の維持・増加を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 要望制度の適用事業所数。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置の目標が達成されれば、政策目的も達成される。
8	有効性等	① 適用数等	1,191社 平成25年度の予測適用数（詳細は別紙参照）
		② 減収額	404.9百万円 平成25年度の予測減収額（詳細は別紙参照）
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間 平成25年度～) 措置の導入により、海外の子会社から利益を環流させ、その資金で高付加価値化のための設備投資やそれに伴う教育訓練を実施することが増加する。そうすることで、海外進出をしながらも、国内の雇いを維持・増加し、かつ企業の成長力も強化することができ、企業の更なる成長に繋がる。そうした企業が増加することで、日本全体の成長も促進される。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間 平成25年度～) 措置の導入により、海外の子会社から利益を環流させ、その資金で高付加価値化のための設備投資やそれに伴う教育訓練の実施が増加する。そうすることで、海外進出をしながらも、国内の雇いを維持・増加し、かつ企業の成長力も強化することができ、企業の更なる成長に繋がる。そうした企業が増加することで、日本全体の成長も促進される。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間 平成25年度～) 国内企業の海外進出が進む一方で、海外の子会社からの利益の国内への環流が進まないため、国内に雇いを維持・創出できる企業が減少し、結果として国内産業の空洞化を加速させることになり、国内経済が低迷する。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間 平成25年度～) 国内産業の高付加価値化を推進しつつ、国内雇用の維持・創出にも資する制度であることから、中長期的な観点から、税収が減少する以上の効果はあるものと考えられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	雇いを軸としつつ、国内産業の育成・成長と質の高い雇用の維持を日本経済の成長のために推進することを目的としている。そのため、対象を国内雇用と海外事業展開の両立を推進できる黒字の成長企業に限定することが求められる。こうしたことから、税での支援が妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	地方公共団体においても、各地域で製造業などの一定数の雇用を維持することができる企業の存在は必要不可欠なものと考えられる。そうした企業が海外進出を行ったとしても、その地域に残り、雇用を維持・創出していくことは、地域の発展にも資することから、地方公共団体も協力的であると考えられる。
10	有識者の見解	平成 24 年雇用政策研究会報告書に、「海外事業展開を進めている企業が、海外での利益を国内に還元し、同時に国内雇用を維持・増加させるためには、国内設備の改良・改善や教育訓練への投資を随時図り、国内事業の生産性向上・高付加価値化を図られる必要もある」との指摘あり。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

減税見込額の推計

【グローバルリターン・雇用維持特別減税措置】

1. 適用見込数の推計

○ 対象となる企業数は、1,191社

(算出方法)

・ 第41回海外事業活動基本調査(2010年実績)において、海外に現地法人等を有する日本の中小企業(資本金1億円以下)が、1,519社。

(うち、製造業は1,047社、非製造業は472社)

・ 「経済環境・経済政策の変化が事業展開・雇用に及ぼす影響に関する調査」(平成23年度厚生労働省委託調査事業)によると、製造業の中小企業で、海外進出を行った企業の80%、非製造業の75%は、過去3年間に雇用を維持・増加させている。

・ $1,047 \times 0.80 + 472 \times 0.75 = \underline{1,191}$

2. 減税見込額の積算

○ 減税見込額 = $1,191 \text{社} \times 34 \text{万円}^{(*)} = \underline{404.9 \text{百万円}}$

(※) 子育て企業サポート税制創設時の1企業あたりの減税見込額を参考に計算

$1246 \text{万円} (\text{平均設備投資額}) \times 0.32 (\text{償還率}) \times 0.30 (\text{法人税率}) \times 0.285 (\text{利益計上法人割合}) = \underline{34 \text{万円}}$